西宮市情報公開条例の一部改正(素案)への 意見提出手続(パブリックコメント)を実施します

西宮市はこの度、西宮市情報公開条例の一部改正(素案)を取りまとめましたので、この案に対する市民の皆さまからの意見を募集します。

<概要>

本市では、西宮市情報公開条例に基づいた情報公開制度を実施してまいりました。

この情報公開制度とは、市が保有している公文書を、皆さまが知りたいと思うときに、請求に応じて公開(閲覧、写しの交付)しようとする制度です。

しかし、この制度の実施における問題として、一部で、権利の濫用にあたる請求や、不合理な大量請求、あるいは請求をしたが文書を受け取らないケースなどが発生しています。

こうした権利の濫用にあたる請求などが多発する状況は、自治体の業務に著しい支障を生じさせ、 他の市民サービスの低下を招く結果ともなりかねないものです。

そこで、本市としましては、上記の問題の解決を図るため、西宮市情報公開条例の改正を行うものとし、パブリックコメント用公表資料「2.情報公開条例一部改正(案)の概要」に挙げる内容を制度化していくものです。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和4年(2022年)11月25日(金)

~ 令和4年(2022年)12月26日(月) ※ 郵送の場合は消印有効

2 意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。(②・③は各コードから該当ページにアクセス可。)

1	書面	意見書(様式自由)に、氏名、住所、年齢、職業、連絡先(電話番号等)、 その他必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 【郵 送】〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市総務課 情報公開・公文書担当あて 【FAX】 0798-37-0165 【窓口提出】 西宮市役所本庁舎3階 総務課 情報公開・公文書担当あて	
2	LINE	市公式LINEのメニューから、[市民の声・パブリックコメント] → [パブリックコメント] → [西宮市情報公開条例改正] を選択し、	
3	インター ネット	市ホームページ (ホームページ画面上部の検索ボックスにページ 番号「21047822」を入力)又は右のコードから意見提出フォーム にアクセスし、必要事項を入力のうえ送信してください。	

※やむを得ない理由により、これらの方法による提出が難しい場合はお問い合わせください。

3 意見提出ができる人(団体)

意見提出ができる人(団体)	意見書への記入必須事項
西宮市民	氏名、住所
市内在勤者・市内在学者	氏名、住所、勤務先(学校)の名称、勤務先(学校)の所在地
市内で活動している(事業を 営んでいる)個人又は団体	【個人】氏名、住所、市内での活動(事業)内容及び場所 【団体】団体名、所在地、市内での活動(事業)内容及び場所

※「意見提出ができる人(団体)」のいずれにも該当しない方(団体)は意見を提出することができません。また、記入必須事項に記入漏れがある場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4 その他

- ・お寄せいただいた意見(要約した内容)は、氏名等の個人情報を除き、市の見解とともに後日 公表します。ただし、素案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など市が不適切と判 断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はできません。
- ・素案は、市のホームページでも閲覧していただくことができます

問い合わせ先:西宮市総務課 情報公開・公文書担当 ℡ 0798-35-3774